

岸和田市映画及びドラマ等撮影支援事業

補助金 補助事業実施の手引き

令和8年5月1日

岸和田市魅力創造部観光課

— 目 次 —

1 補助金の目的	1
2 事業の概要	1
(1) 対象者	1
(2) 補助対象経費及び補助率	1・2
(3) 補助上限額	2
3 留意事項	2
4 手続きの流れ	3
5 各手続について	4
(1) 交付申請	4
(2) 交付決定	4
(3) 変更（中止）承認申請	4
(4) 実績報告	4・5
(5) 補助金の交付	5
6 事業完了後の留意事項	5
(1) 映像作品の提出及び提供	5
(2) 帳簿の保管	5
7 よくある質問	5～7
8 その他	7・8
(1) 関係法令の遵守	7
(2) 届出、許可申請等に関する問合せ先	7・8

1 補助金の目的

本市における映画及びドラマ等のロケ誘致を促進し、本市の知名度の向上、地域経済の活性化及び観光客誘致に繋げることを目的に、市内で実施される映画及びドラマ等のロケーション撮影（以下「ロケ」という。）に係る必要な経費の一部を補助します。

2 事業の概要

(1) 対象者

映像作品等を制作する法人又は団体（以下「団体等」という。）であって、以下の各号に掲げる事項を全て満たしているもの

- ①配給元が確定しており、映画館で一定期間上映される映画、または全国的な規模で放送を予定しているドラマ若しくは映像作品等であること。
- ②定款又はこれに類する規約等を有すること。
- ③代表者及び事務所が明らかになっていること。
- ④会計責任者及び監査役又は監事を有すること。
- ⑤宗教活動又は政治活動を目的としていないこと。
- ⑥公の秩序又は善良の風俗に反しないこと。
- ⑦岸和田市暴力団排除条例（平成 25 年条例第 35 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者と関係を有していないこと。
- ⑧前 7 号に掲げるもののほか、補助金の交付の目的を達成するため市長が必要と認める要件

(2) 補助対象経費及び補助率

下表に定める経費のうち、本市に所在する事業所、店舗等に対して支払われるもの

補助対象経費	補助対象経費の内訳	算定基準
施設使用料	撮影用の施設使用料等	1/2
機材費	撮影用の資機材のレンタル・リース費用等	1/2
車両費	車両等のレンタル費用等	1/2
宿泊費	映像作品等制作関係者が撮影のために必要な宿泊に要する費用	1/2 1人1泊につき 6,000 円を上限とする。
食事費	映像作品等制作関係者が撮影のために必要なロケ弁当・ケータリング等の費用（酒類は除く）	1/2 1人1食あたり 600 円を上限とする。
謝礼費	出演エキストラ等への謝金	1/2 1人1日上限 5,000 円を上限とする。

市長が必要と認める額		市長が必要と認める額
------------	--	------------

<対象外>

- ① 他の公的機関等から交付を受けている補助対象経費
- ② (2)に掲げる経費の消費税及び地方消費税

(3) 補助上限額

(2)に定める基準により算出した金額とする。ただし、交付上限額は50万円とし、補助金の交付は1映像作品等につき1回とする。

※補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとします。

3 留意事項

補助金を受ける場合、次に掲げる条件を遵守してください。

① 映像作品の提出

映像作品等が完成したときは、市長が指定する記録用の媒体により当該映像作品等を提出すること。

② 写真の提供

制作した映像作品等に関するもので、本市のプロモーション活動において使用可能な映像又は写真を無償で提供すること。

③ 確認及び検査

補助金の適正な執行を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、市長が補助金の交付申請その他の必要な事項についての確認及び検査を求めたときは、補助事業者はこれに協力すること。

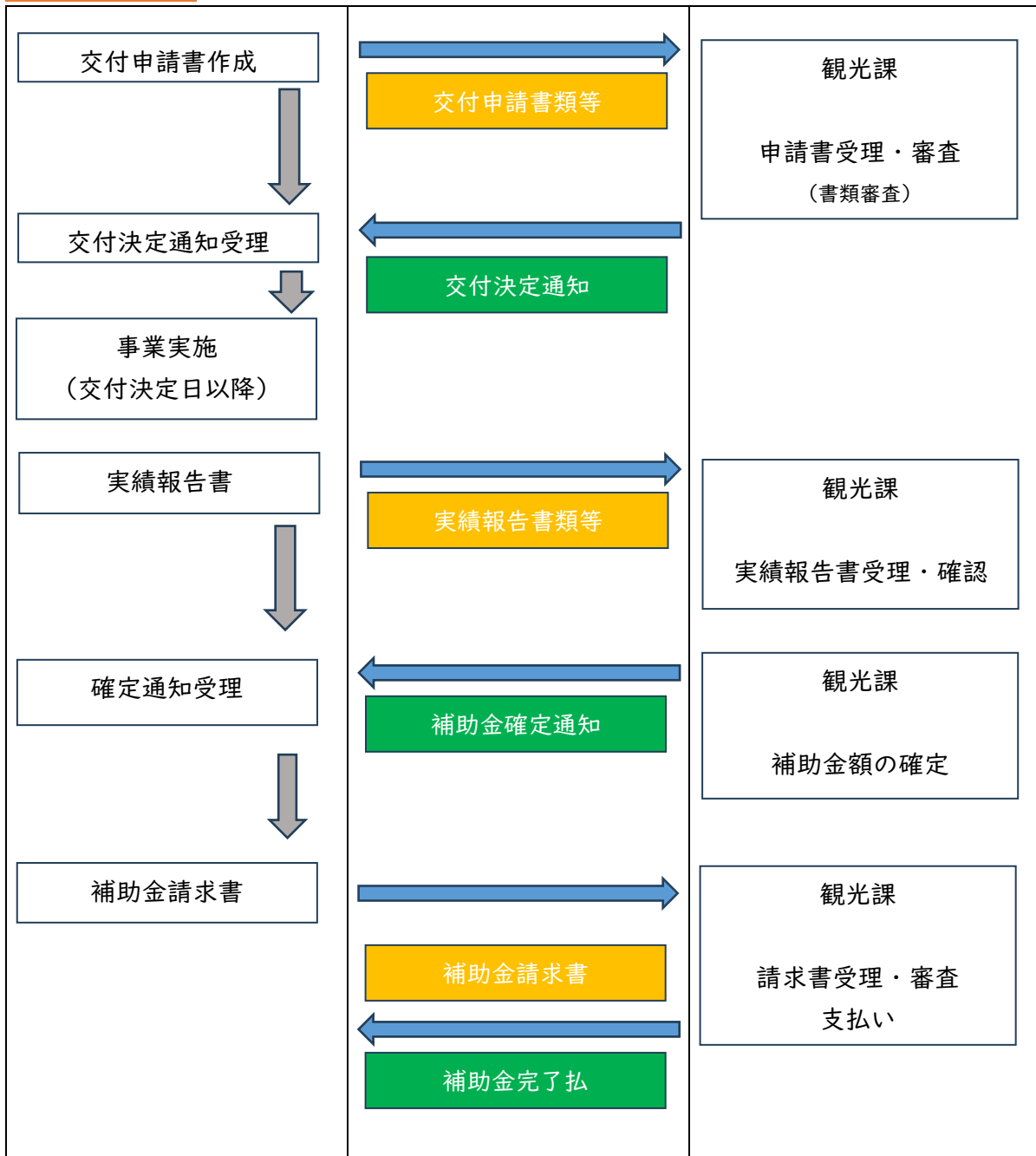
④ 資料等の保管

補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類（以下、「帳簿等」という。）を常に整備すること。

市長から帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出すること。

補助事業者は、当該補助事業に係る帳簿等を当該事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間保管すること。

4 手続の流れ



5 各手続について

(1) 交付申請

① 提出書類

必要書類	入手先	備考
交付申請書（様式第1号）	観光課 HP	
事業計画書	任意様式	
収支予算書	任意様式	補助対象経費、対象外経費を明確にすること
企画書	任意様式	
撮影関係者リスト	任意様式	
暴力団排除に関する誓約書（様式第2号）	観光課 HP	
その他市長が必要と認める書類		指示があった場合に提出

② 提出先

〒596 8510 岸和田市岸城町7番1号

岸和田市役所魅力創造部 観光課

（電話）072-423-9486 （メール）kankou@city.kishiwada.lg.jp

※ 持参の場合、事前に来庁日時をお知らせください。

（土日祝日を除く午前9時から午後5時まで）

(2) 交付決定

交付申請内容を審査し、適正と認められた場合、交付決定通知をお送りします。

交付決定前に発生した費用は交付対象外となります。

(3) 変更（中止）承認申請

交付決定後、補助事業の内容又は経費を変更する場合には、岸和田市映画及びドラマ等撮影支援事業補助金事業計画変更承認申請書（様式第4号）の提出が必要です。

(4) 実績報告

① 提出書類

必要書類	入手先	備考
事業報告書（様式第8号）	観光課 HP	

収支決算書	任意様式	
補助対象経費に係る領収書及び明細書の写し	任意様式	税抜価格とわかるものを提出すること
撮影関係者リスト	任意様式	
その他市長が必要と認める書類		指示があった場合に提出

② 提出期限

事業完了後 30 日を経過する日又は事業開始年度の 3 月 31 日のうちいずれか早い日までに提出

③ 提出先

〒596 8510 岸和田市岸城町 7 番 1 号

岸和田市役所魅力創造部 観光課

(電話) 072-423-9486 (メール) kankou@city.kishiwada.lg.jp

※ 持参の場合、事前に来庁日時をお知らせください。

(土日祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで)

④ 留意事項

場合によっては現地確認を行いますので、あらかじめ御了承ください。

(5) 補助金の交付

補助金請求書を受理した後 30 日以内を目安に指定口座へ振り込みます。

※ 補助金は、完了払により交付します。

6 事業完了後の留意事項

(1) 映像作品の提出及び提供

映像作品等が完成した時は、当該映像作品等を提出してください。また、制作した映像作品等に関するもので、本市のプロモーション活動に使用可能な映像又は写真を無償で提供してください。

(2) 帳簿の保管

補助金の経理に関する書類については、補助事業完了後 5 年間保存してください。

7 よくある質問

<申請要件関係>

Q 申請者が国内制作会社でなくとも申請できますか？

A 海外の制作会社でも申請できます。ただし、申請書類等は日本語にて提出してください。
また、補助金交付の銀行口座も国内に限ります。

Q 申請者本人ではなく、代理の者が申請書を提出することは可能ですか？

A 代理の方が申請書を提出することは可能です。

Q 撮影関係者の変更や、宿泊日の増減が発生した場合、その都度変更申請が必要でしょうか？

A 軽微な変更であっても、申請内容に変更があった場合は分かった時点で変更申請をしてください。

<補助対象経費関係>

Q インターネットで購入したのも対象になりますか？

A 補助対象経費に含まれるものであれば、対象となります。

Q ロケハンの際の支出は対象になりますか？

A 交付申請をしているものであれば、対象となります。

<補助額関係>

Q 実際の購入額が安く済んだので、差額を他の補助対象経費に充てることはできますか？

A できません。実績報告の際に、実際に要した金額で報告していただき、補助金額の確定通知を行います。

Q 材料費の高騰や延泊などで見積額よりも高くなった場合、補助金を増額してもらえますか？

A できません。補助額は交付決定額が上限となりますので、増加分は自己負担となります。

<補助金関係の手続き>

Q 補助金の支払いはいつごろの予定ですか？

A 交付決定後、請求書を受領してからおよそ 30 日以内にお支払いします。

Q 延期等で撮影日が、事業開始年度の 3 月 31 日を経過してしまった場合、補助金が交付されないのですか？

A 交付されません。補助事業については、事業実施期間(補助金に係る交付決定の日～事業開始年度の 3 月 31 日)内での実施及び完了をお願いします。

Q 完了日とはいつを指すのですか？

A 完了日とは、本市での撮影が終了した日を指します。撮影終了日の翌日以降に発生する経費は補助対象外となります。

Q 補助金要綱に「補助金の額は、予算の範囲内において」と記載されていますが、申請受付が締切日より早く終わることはありますか。

A 本補助制度については、予算の範囲内で実施するものであるため、予算の上限に達した場合は受付を終了いたします。申請状況などについては事前にお問い合わせください。

Q 予算が上限に達したということで、補助申請できませんでした。次年度に補助金申請することはできますか？

A 次年度の申請受付日以降かつ申請条件に該当する場合であれば申請可能です。

Q 申請から交付決定までどれくらい時間がかかりますか？

A 申請から交付決定まで1週間～2週間程度期間を要します。

事業完了日までに事業が終了する必要がありますので、お早めのご申請をお願いいたします。

Q 実績報告書について、関係書類を添えてとありますが、どのような書類が必要でしょうか？

A 補助対象経費とした経費に係る支払いが確認できる領収書（原本）や、撮影日の写真等を添付してください。領収書（原本）については、コピーした後にお返しいたします。

8 その他

(1) 関係法令の遵守

撮影の内容によっては、道路占用許可や道路使用許可等、他の法令等の制限を受ける場合がありますので、管轄官庁等へ確認してください。

(2) 届出、許可申請に関する問合せ先

内容	問合せ先	住所・電話番号
道路占用（市道）の許可申請	岸和田市建設管理課	岸和田市岸城町7-1 072-423-9497
道路占用（府道）の許可申請	大阪府岸和田土木事務所 管理課	岸和田市野田町3丁目13-2 泉南府 民センタービル内 072-439-3601

道路使用の許可申請	大阪府岸和田警察署 交通課	岸和田市作才町1丁目1番36号 072-439-1234
消防法	岸和田市消防本部予防課 ① 設備係 ② 予防査察係	岸和田市上松町3-7-21 ① 072-426-8605 ② 072-426-8607

※ 撮影に係る法令等を全てまとめたものではないことにご注意ください。

※ その他許可申請等：管轄官庁にお問い合わせください。